

令和6年12月23日 第46号
編集 厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課
生活困窮者自立支援室

スキマ時間のおともに！ ヒントが見つかる 生活困窮者自立支援制度ニュースレター

居住支援特集号

46
号

【この号の内容】

1. 居住支援特集

- ◆一時生活支援事業
 - ・自治体短信～東広島市での一時生活支援事業の取組について～
- ◆住まい支援システム構築に関するモデル事業
 - ・沖縄県にインタビュー！
 - ・宇和島市にインタビュー！
- ◆居住支援に関するお知らせ

2. お知らせ・ご報告

- ◆室員紹介
- ◆補正予算のご案内

- ◆年末年始に関するお願い
- ◆全国研究交流大会が開催されました！
- ◆ひきこもりVOICE STATION フェス
“HIKIKOMORI” ANYONE? 他人事じゃないかも展
に参加しませんか？
- ◆支援ツール活用セミナー第2回を開催します！
- ◆認定就労訓練の実態調査結果を公表しました！
- ◆携帯電話契約にお困りの方向けの事業者リストを
更新しました！
- ◆消費者庁からのお知らせ～食品寄附に関する実証
事業を行います～
- ◎編集後記・次回予告



1. 居住支援特集

生活困窮者の生活の安定に向けては、生活の基盤そのものである「住まい」の確保が必要不可欠です。一方で、単身高齢者世帯の更なる増加や、持ち家比率の低下などにより、住宅の確保に配慮を要する方や、持ち家があっても身寄りがない方に対する住まい支援のニーズは今後ますます高まることが想定されます。

今回のニュースレターでは、「居住支援特集」として次の2つの取組をPick Upし、住まい支援の現場のみなさんにお話を伺いました。

✓ 一時生活支援事業

住まいを失った方などに一時的に衣食住に係る支援を提供するシェルター事業と、シェルター等退所者や居住困難者に見守りや生活支援を行う地域居住支援事業の2つの事業で構成されています。

令和7年4月より、事業名を一時生活支援事業から居住支援事業に改称します。また、地域の実情に応じて必要な事業を実施すること（シェルター事業と地域居住支援事業の両事業を実施する、あるいはどちらか一方の事業を実施する）を努力義務とすることにしています。

地域居住支援事業は居住支援において重要な事業になりますので、実施を積極的にご検討ください。

✓ 住まい支援システム構築に関するモデル事業

住まいに課題を抱える生活困窮者などに対し、総合的な相談支援から、見守り支援・地域とのつながり促進などの居住支援までを一貫して行う「住まい支援システムの構築」に向けて、課題等を整理するためのモデル事業です。

令和7年4月より、生活困窮者自立支援制度の中核を担う自立相談支援事業において、住まいや入居後の生活支援の相談に対応することを明確化しています。

福祉・住宅部局、不動産関係団体、居住支援団体等で構成される居住支援協議会において、関係者が相互理解や連携を深めることで、活用可能な方策が可視化され、円滑に個別支援できることが期待されます。また、地域の住まいのニーズや大家などが抱える課題が共有されることで、地域づくりや活用可能な住宅のストックの確保等につながると考えています。

自治体短信

～東広島市での一時生活支援事業の取組について～



東広島市での実施状況

シェルター事業

本市では、平成27年度よりシェルター事業を実施しており、令和5年度までに15名の支援を行いました。

当初は、空き家になっている市営住宅を借りて事業を実施しておりましたが、令和3年12月からは、より利便性の高い民間住宅の一室を借り上げ、事業を実施しています。

地域居住支援事業

令和6年度より、新規事業として実施しています。

シェルター事業退所者については、自立相談支援事業と併せて東広島市社会福祉協議会に委託し、その他の者については直営で、入居支援や見守りなどを実施しています。

事業開始のきっかけや道のり

シェルター事業

生活困窮者自立支援制度の創設にあわせ、事業開始の検討を行いました。

それまでの相談においても、住居を失っている方やホームレスの方も一定数いましたが、民間のシェルターや無料低額宿泊所がありませんでした。

そこで、シェルター事業を含め、相談の出口となる支援メニューは多く実施したほうが良いという思いがあり、他の任意事業である就労準備支援、家計改善支援、子どもの学習・生活支援とあわせ、制度創設当初より事業を開始することにしました。

地域居住支援事業

シェルター事業を利用される方の中には、支援期間が経過した後も、就労につながらず、経済的自立ができない場合があります。また、就労が決定しても、自分だけでは入居契約などが難しい方もいます。

こうした方々については、これまでも、訪問による必要な情報の提供やアドバイス、不動産会社への同行支援などを行っておりましたが、本事業では、単に住居確保の支援だけでなく、入居後の生活についても支援者として気にかけているところです。

事業の開始及び実施にあたり難しいと感じたことやその解決にあたり取り組んだこと

シェルター事業については、事業の核となるシェルターとしての宿泊施設の確保が一番の課題でした。民間住宅やホテルなどにも事業の趣旨を説明し、協力をお願いしましたが、なかなか理解は得られませんでした。

施設がないと事業開始は難しいので、市営住宅の目的外利用について、住宅部局と協議を行いました。最初は、目的外利用の要件等で調整が難航しましたが、協議を重ねる中で、最終的には理解を得ることができました。その後、民間住宅も借り上げることが可能となり、現状は概ね安定した運用が可能となっています。

民間事業者だけでなく、庁内の各部局にも、こうした制度の趣旨や、事業の必要性を理解してもらうことが重要であると思います。

地域居住支援事業については、これまで行っていた事業の延長と考えていることから、現時点では特段難しいと感じることはありません。

今後の展望と全国の自治体へのメッセージ

令和7年度からの改正法施行を見据え、各自治体においても、居住支援の方向性について様々な検討を行っておられるところだと思います。

居住支援のさらなる強化が打ち出されていることから、これまでシェルター事業などに取り組んでいなかった自治体においても、新たにこれらの事業に取り組むチャンスであると考えています。

本市においても、部局間の連携や民間事業者との調整など様々な課題はありますが、市民にとっての最善は何か、ということを考えてながら日々の取組みを進めていきたいと思っています。



相談の様子



沖縄県にインタビュー！ ～住まい支援システム構築に関するモデル事業の実施～

住まい支援システム構築に関するモデル事業を都道府県として唯一実施している沖縄県の保護・援護課の栗国さん・宮城さんに具体的な支援体制や実施のきっかけなどをお聞きしました！

モデル事業の実施のきっかけを教えてください！

自立相談支援機関の支援員と、現場の課題について意見交換する場があり、コロナが落ち着いた今、居住支援におけるニーズの増加と困り事が大きいと感じました。沖縄県の居住支援の課題を今一度整理したいという思いから、モデル事業を実施することになりました。

住まい相談支援員の與那覇さん



モデル事業における相談支援体制と支援の概要を教えてください！

県南部の自立相談支援機関に住まい相談支援員を1名配置しています。主に南部地区のケースを担当していますが、北部・中部・南部支所の他の地区でも住まい相談支援員が入るべきケースがあれば参加して、各地区の住まい支援に関する状況を県に伝える役割を担っています。

加えて、居住支援の関係機関や協力的な大家さん、不動産会社などの開拓やネットワークづくり、地域課題の整理にも取り組んでいます。

また、住まい相談支援員は管内自治体の居住支援に関わる支援現場の方々からの意見を集めたり、各自治体の連絡会議・勉強会に参加して、そこで把握した状況を県の困窮部局と住宅部局、県の居住支援協議会の3者で共有する機会を設けています。

住まい支援において居住支援法人や居住支援協議会との連携は必要不可欠だと思いますが、具体的な連携方法を教えてください！

居住支援法人は県内に10法人あり、見守り支援を得意とする法人や、身元保証や死後事務を得意とする法人など、法人ごとに得意分野が異なるので、必要に応じてそれぞれの居住支援法人と連携し、支援しています。

県の居住支援協議会については、当課も構成員に含まれており、他の構成員から定期的に意見を伺っています。実際の支援に当たっては、居住支援協議会と自立相談支援機関で連携を図っており、具体的には県内の居住支援の状況や協力的な不動産会社の情報などの意見交換を行っています。意見交換を重ねる中で、双方の困りごとは似ていると感じています。

住まい相談で難しかった点があれば教えてください！

沖縄県での賃貸借契約は地域性が高く、多くの不動産会社において、連帯保証人(3親等以内、遠方在住者不可などの条件あり)と家賃保証会社の利用が必要な場合があり、移住者が多いため家賃もかなり高水準です。モデル事業を通じてこのような課題を関係者で共有し、解決に向けて連携を進めたいと思います。

また、住まい支援に長けた専門家の方々と交流する機会があり、沖縄県は、他県と比べて空き家や入居可能な賃貸住宅・公営住宅が著しく少ないということが見えてきました。これは東京23区のような人が密集している地域と同じ傾向とのことで、この点について、住宅部局ともしっかり話し合っていく必要があるということを改めて感じています。

本モデル事業を実施してみて、他の自治体でも取り入れやすいことがあれば、教えてください！

まずは住宅部局の方と仲良くなることが重要だと思います。定例的に合同の打ち合わせを実施しているわけではありませんが、困窮部局主催の打ち合わせや意見交換会を実施する際は、住宅部局にも積極的に声かけを行っています。逆に、住宅部局主催の打ち合わせや意見交換会があれば、意欲的に参加するようにしています。

住宅部局が実施している、居住支援協議会の設置を促進する「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」(国交省主管)では、管内自治体の住宅担当者向けのワークショップを開催しており、当課と県自立相談支援機関もオブザーバーとして参加して、市町村居住支援協議会の設置が進むようにはたらきかけています。他にも、昨年度には管内自治体の困窮部局と住宅部局を集めて、ワークショップ形式で意見交換を実施しました。

このような機会を通じて月に2回ほどは顔を合わせる関係となっており、住まいの課題に対しては福祉部局と住宅部局でお互いの連携の必要性について共通認識をもつことが必要だと改めて実感しました。

全国の担当者の皆さんへ

沖縄県では、住まい相談支援員を置くことで、意識的に居住の課題に取り組めました。ネットワークづくり等を通して、現場レベルで課題となっていたことが、可視化されるなどのメリットがたくさんあるので、住まい相談支援員は置いた方がいいと思います！

あと、都道府県でモデル事業を実施しているところがないので、今後同じような課題を抱えている都道府県と情報共有がしたいなと思っています！

シーサーポーズをしている
沖縄県保護・援護課の皆さんと
自立相談支援機関のセンター長の皆さん



※シーサーとは沖縄の方言で「獅子」を意味し、沖縄の家のシンボルで魔除けの役割を持つ。



宇和島
ココロまじわうトコロ

宇和島市にインタビュー！ ～住まい支援システム構築に関するモデル事業の実施～

宇和島市高齢者福祉課の岩村課長に具体的な支援体制や居住支援協議会の設置に向けた取り組み等をお聞きしました！

モデル事業における相談支援体制や住まい相談支援員の業務内容を教えてください！

地域の居住支援法人（社会福祉法人正和会）に住まいの相談窓口を設置し、住まい相談支援員を配置しています。

住まい相談支援員の業務としては、住まいに関する困ったことがあれば、その相談を受け止め、相談者の状況に応じて適切な支援機関につないでいます。

また、今年4月17日に宇和島市で震度5強の地震があった際には、家屋被害を受けた市民の方がおり、その方の引っ越し先を探すという、災害対応における住まい支援にもつながりました。

居住支援協議会の設置に向けた取り組みを教えてください！

本市では、重層的支援体制整備事業により、個別ケースに対して多機関・多職種がそれぞれで「何が出るか」を出し合い、市民の課題解決につないでいます。その中で、住まいに関する課題については、身寄りのない高齢者・障害者の住まい探しや日々の生活面での不安への対応等があり、各々の機関・職種で対応を模索していたものの、難しい部分がありました。また、日常生活でトラブルがあった際に、不動産関係者が入居者と大家との間で板挟みになり、シャドーワークで対応していたという問題もありました。

そこで、令和3年度に居住支援協議会の設立を検討し、庁内の関係部局にヒアリングを行いました。しかし、「庁内の各部局で対応できているため、居住支援協議会の必要性は感じない」という結論に至りました。その後、リスタートしようということで、「高齢者住まい・生活支援伴走支援プロジェクト」（厚労省主管）に参加し、先行事例を学ぶ勉強会や意見交換会を実施しました。また、居住支援法人の立上げを検討していた社会福祉法人正和会との出会いもあり、居住支援協議会の設置に向けた検討が一気に進むことになりました（同法人は令和6年3月に居住支援法人として認定）。

令和6年度中に、居住支援協議会を発足し、行政と社会福祉法人、不動産関係団体のネットワークで住まい支援を実施する予定です。

居住支援協議会の設置に向けた取り組みの中で大変だったことを教えてください！

庁内連携においては、当初、各部局で対応できており、困っていることはないと言われることが多かったです。一方で、不動産関係者からは、行政は相談者を入居させるまでは一生懸命だけれど、入居後は気にかけず、困っていると言われたこともありました。そのため、勉強会や意見交換会に、庁内の関係部局だけでなく、不動産関係団体や社会福祉団体等にも参加してもらい、相互理解を深め、不安解消に向けた考え方を共有することができました。



今後の展望や全国の自治体の担当者に向けて一言お願いします！

まずは、住まいの支援ということで、相談窓口や入居支援・見守り等の支援を充実させたいです。その後は、死亡退去後の支援や空き家調査に力を入れたいと考えています。また、独居高齢者をご存命のうちに、死後の自宅の活用について意思確認をして、空き家候補建物の事前把握につなげたいと思っています。

全国の自治体の皆さん、これから一緒に頑張っていきましょう！



居住支援に関するお知らせ

○ 市町村セミナーを実施しました！

「持ち家のない単身高齢者数の増加を見据えた居住支援の強化を考える～福祉部局と住宅部局で今何ができるか～」をテーマに、10月4日にオンライン・会場の併用で第176回市町村セミナーを実施しました。先進自治体からの事例発表のほか、グループワークなどを通じた、居住支援強化に向けた検討状況や悩みの共有、意見交換などを行っていただきました。

〈セミナー資料はこちら〉

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43988.html



○ 改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会を実施しました！

住宅セーフティネット法や生活困窮者自立支援法等の改正への対応の参考となる情報を、自治体の皆様や不動産関係事業者・福祉関係事業者の皆様を提供するため、全国7都市で説明会を実施しました。

〈説明会資料及びアーカイブ動画はこちら〉

https://krs.bz/koushuu-setsumeikai/m/r6_safetynet



○ 国交省「みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業」を実施しています！

誰もが安心して暮らせる住まいの確保に向けて、見守りなどを行う住宅を供給する賃貸人等の不安感の軽減に資する先導的な取組を行う居住支援法人等への支援を行うモデル事業を令和6年度より開始しました。

〈事業の詳細はこちら〉

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001757134.pdf>



2. お知らせ・ご報告

◆ 室員紹介



かわくぼ しゅんすけ
川久保 俊介

- 出身地：大阪府茨木市
- 主な担当業務：自立相談支援事業、家計改善支援事業、生活福祉資金貸付制度
- 最近のマイブーム：ウルトラマン（6歳の息子に付き合っ、テレビを見たり、写真撮影会に行ったりしています）
- 個人的失敗事例：毎日トイレの電気を消し忘れて妻と息子に怒られています。
- ひとこと：現場や自治体の皆様の思いが、お困りの方にしっかり届くよう制度運営に取り組んでいきます！

- 出身地：千葉県成田市
- 主な担当業務：自立相談支援事業、家計改善支援事業、生活福祉資金貸付制度
- 個人的失敗事例：先日、週に3回二郎系ラーメンを食べてしまったこと
- 最近のマイブーム：新しい調理器具を試すこと
- ひとこと：現場や自治体、一般の方々にわかりやすく制度を周知できるよう、日々勉強していく所存です！



いせ さとる
伊勢 悟

◆補正予算のご案内

令和6年12月17日に成立した令和6年度補正予算において、令和7年度の改正法施行に向けた居住支援体制の整備等に係る経費等を計上しています。ぜひご活用ください。

令和6年度補正予算 生活困窮者自立支援制度に関する事業

1. 生活困窮者自立支援の機能強化事業（46億円）
2. 就労準備支援事業・家計改善支援事業の未実施自治体への導入支援事業（1.2億円）
3. 都道府県による研修企画チーム・中間支援組織の立ち上げ等支援事業（38百万円）



住まいに課題を抱える方々への相談対応を強化したい

生活困窮者の増加への対応や、
緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援を強化したい

そんな課題に対しては…

1. 生活困窮者自立支援の機能強化事業

- ① 居住支援体制の整備
- ② NPO法人等と連携した緊急対応の強化
- ③ 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化
- ④ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組



市町村における就労準備支援事業・家計改善支援事業の導入を支援したい

2. 就労準備支援事業・家計改善支援事業の未実施自治体への導入支援事業

就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施していない市町村の生活困窮者に対して、都道府県が時限的に支援を実施することで、市町村の事業実施を支援する事業です。



都道府県研修の企画や、支援者のメンタルケア・資質向上に取り組む組織の
立ち上げを支援したい

3. 都道府県による研修企画チーム・中間支援組織の立ち上げ等支援事業

研修企画チームや中間支援組織の立ち上げに必要な支援を行い、日常的に支援者同士の情報共有を目的とした会合や研修を実施できる体制を構築する事業です。

〈事業の詳細はこちら〉

P.104,106,108をご覧ください



https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/24hosei/dl/24hosei_20241129_01.pdf

◆年末年始に関するお願い



毎年のお願いとなりますが、年末年始は、居所を失った又は失うおそれのある方、その他の生活に困窮した方への迅速な対応が必要となることが考えられます。このため、以下の点について、適切にご対応いただくようお願いいたします。

- ・年末年始の相談体制等の確保
- ・生活困窮者支援団体等が実施する支援の情報提供

※年末年始の宿泊場所の提供などの支援活動の情報について、HPに掲載する等、住民の方へ周知いただきますよう、お願いいたします。

詳細については、令和6年11月25日付け事務連絡「年末年始における生活困窮者支援等に関する協力依頼について」でご案内しています。

◆全国研究交流大会が開催されました！



本年11月9日（土）と10日（日）、愛知県（東海市）で第11回生活困窮者自立支援全国研究交流大会（厚労省委託事業）が開催されました！オンラインも含め、約1400名の方にご参加いただきました。まとめの全体会で「生活困窮者自立支援制度は社会問題をいち早くキャッチするセンサーのようなもの」というご発言があった通り、支援現場では日々複雑な事情を持たれた方々が相談に訪れます。



私たちはこれまで以上に、目の前の方への支援を通じて、社会全体が抱えるより大きな問題にも目を向ける必要性があると言えるでしょう。

だからこそ、ひとりで抱えこまず、多様な支援者と「協働」して「連携」をすることで、支援のフィールドとしての地域を「再発見」していくことも重要です。

今回は自治体担当者の現地参加が少ないように感じました。関係者が交流する貴重な機会ですので、次回は自治体担当者の方も現地参加を積極的にご検討ください。

◆ひきこもりVOICE STATION フェス

“HIKIKOMORI” ANYONE? 他人事じゃないかも展 に参加しませんか？



ひきこもり状態にある方やその家族が社会から孤立することを防ぐため、厚生労働省では、ひきこもりに関する理解を深め、相談しやすい環境づくりを進めています。

その取組の主要行事として、「ひきこもりVOICE STATION フェス」を開催します（当事者会等も同日開催）。

タレントの高橋みなみさんをパーソナリティに、ひきこもり経験のある宮本亞門さんをゲストに迎えて当事者の思いを伝えることで、多くの方にひきこもりへの理解を促していきます。

また、今年度はひきこもり当事者や経験者とアーティストやクリエイターとで一緒に「当事者の思い」を伝える作品を制作し展示するプロジェクト「“HIKIKOMORI” ANYONE? 他人事じゃないかも展」も同時開催。

生活困窮者自立支援制度の関係者はもちろん、当事者やそのご家族、地域の方の参加をお待ちしております！

「ひきこもりVOICE STATION フェス」
2月22日（土）
渋谷ヒカリエ
（オンライン同時配信）

「“HIKIKOMORI” ANYONE? 他人事じゃないかも展」
2月19日（水）～24日（月祝）
渋谷N-SPACE

ひきこもりVOICE STATION

検索



◆支援ツール活用セミナー第2回を開催します！



生活困窮者自立支援制度の支援ツールの意義や使い方についての解説を行う「生活困窮者自立支援制度 支援ツール活用セミナー ～支援ツールの意義と使い方を知る～」を開催します！

日頃から支援ツールと関わりがある方であれば、どなたでもご参加いただけます。初任者に限らず、現任者の方も改めて支援ツールについて理解を深めていただく機会としてご活用ください！

※10月18日（金）に開催した支援ツール活用セミナー第1回と同じ内容になります。

【開催日程】2月12日（水）15時～17時

【申込方法】調査・照会システムを通じて自治体あてにご連絡済

【申込期限】2月5日（水）

【開催方法】オンライン（Teams）



【セミナー内容】

- 生活困窮者自立支援統計システム・支援ツールの全体像
- 事例に沿った支援ツールの入力解説
- 支援ツールを入力する目的
- よくある御質問
- 支援プロセスと支援ツールの関係性
- その他

◆認定就労訓練事業の実態調査結果を公表しました！



認定就労訓練事業は、本人の状況に応じた多様な働き方を実現する場を提供する事業であり、生活困窮者の自立に資することから、今後も全国的な実施を促進していく必要があります。

生活困窮者自立支援法では、認定就労訓練事業を行う事業所の受注機会の増大を図ることが、努力義務とされています。

自治体の皆様には、調達担当部局とも連携し、優先発注等に関する規程を整備する等、認定就労訓練事業所における受注機会の増大に取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

〈調査結果資料はこちら〉

<https://www.mhlw.go.jp/content/001318330.pdf>



◆携帯電話契約にお困りの方向けの事業者リストを更新しました！



過去の料金滞納により携帯電話を持てないことが、就職や賃貸契約などの様々な場面で障害となっていることを踏まえて、厚生労働省では、「過去の携帯電話滞納状況等により携帯電話契約にお困りの方へ携帯電話等サービスを提供している事業者リスト」を作成しています。

この度、第4版を作成し、調査・照会システムを通じて、令和6年10月30日付け事務連絡で本リストを各都道府県・市区町村に配布しております。

過去の料金滞納でブラックリストに載ってしまっている方など、携帯電話サービスの契約が難しい生活困窮者の支援にぜひ本リストをご活用ください。

◆消費者庁からのお知らせ ～食品寄附に関する実証事業を行います～



消費者庁では、令和6年度補正予算事業として、コンビニエンスストアにおいて、店頭に陳列する期限が切れた商品であって、消費・賞味期限がまだ残っている商品を近隣の生活困窮者の方に無償で提供する実証事業を、全国数力所において行う予定です。コンビニエンスストアが所在している自治体にも協力していただくとともに、受け取りに来られた方が生活困窮者とわからないような配慮も行いつつ、マイナポータルと連携したアプリ等を活用し、食品寄附のDX化も同時に推進します。

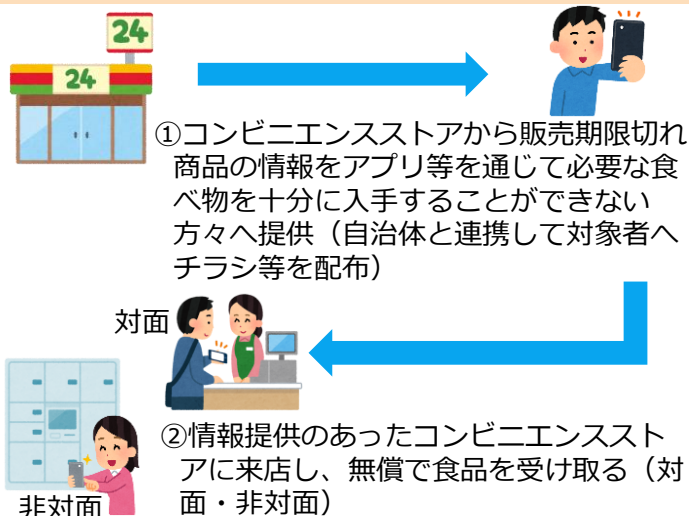
本事業は、食品ロス削減だけでなく、自治体の廃棄物削減、生活困窮者支援等に資する取組となると考えており、この取組が全国に広がれば、大きな動きになると期待しています。

本事業の実施にご興味のある自治体の方がおられましたら、以下の問合せ先にご連絡ください。

食の環境（わ）
ブロードマーク
プロジェクト



実証事業イメージ



【問合せ先】消費者庁消費者教育推進課食品ロス削減推進室
メールアドレス：no-foodloss@caa.go.jp

編集後記

今号のニュースレターを担当しました佐藤と栗原です。

早いもので、今年も残りわずかとなり、当室から発行する今年最後（？）の広報物となりますので、年末の挨拶をさせていただきます。

今年1年、生活困窮者自立支援制度に携わる皆様には大変お世話になりました。この1年で多くの自治体の皆様・現場の皆様とお話することができ、大変勉強になりました。

どうぞお身体は大事にしていただし、良いお年をお迎えください。

最後になりますが、自治体短信やインタビューにご協力いただいた自治体の皆様、ありがとうございました！



▲自治体コンサル事業でご訪問させていただいた福井市にて



次号のニュースレターは

～就労支援・
家計改善支援
特集～

お楽しみに！！

